

## 報告 4 令和 6 年度介護保険制度改革に伴う条例改正について

### 1 平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

#### (1) 改正要旨

市が指定権限を持つ「居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）」の人員・運営の基準は、省令で定める基準に従い（あるいは参酌して）条例で定めることとされています。

今般、介護保険制度の見直し等により、当該省令の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（ケアマネ事業所の基準）」が一部改正されることで、本市の「平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についても改正する必要が生じるため、規定の整備を行うものです。

#### (2) 改正の概要

##### ア ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数の見直し

ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進めることで人材を有効活用するため、事業所ごとに置く常勤のケアマネジャーの人員基準について、原則として要介護者等※ 4 4 人（ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は 4 9 人）につき 1 人とする。

※ 要支援者の場合、3 人で 1 人分と換算する。

##### イ 管理者の兼務範囲の見直し

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所、施設に限定されていたが、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内でなくても差し支えないこととする。

##### ウ 公正中立性の確保のための取組の見直し等

次の事項に関して利用者に説明し、理解を得ることについて、事業者の負担軽減を図るため、義務としていたものを努力義務とする。

(ア) 前 6 月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

(イ) 前 6 月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

また、手続のオンライン化を進める観点から、利用申込者等への文書交付に係る電磁的記録媒体の規定を見直す。

##### エ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等（身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為）の更なる適正化を推進するため、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

##### オ 指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリングの見直し

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上のため、次の要件を満たした上で、テレビ電話措置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

- (ア) 利用者の同意を得ること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - ・ 利用者の心身の状態が安定していること。
  - ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること。
  - ・ ケアマネジャーが、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- (ウ) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

#### **カ 指定介護予防支援事業者の特定**

介護予防支援の指定拡大により、指定介護予防支援事業者については、地域包括支援センターであるものと居宅介護支援事業者（ケアマネ事業者）であるものとに分かれることになるが、この規定は、「地域包括支援センターである指定介護予防支援事業者」に限定されることから、対象を特定するため、規定を整備する。

#### **キ 重要事項の掲示に係る見直し**

事業所内の「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、この規定の適用は1年ずらすこととする。

### **（3）施行年月日**

令和6年4月1日

電磁的記録媒体の見直し規定については公布の日

経過措置として、重要事項をウェブサイトに掲載する規定（1（2）キ）は、令和7年3月31日まで適用しない。

## **2 平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要**

### **（1）改正の背景、理由**

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務が増大する中、令和5年に改正された介護保険法の改正（施行は令和6年4月1日）において、内容の一つに「地域包括支援センターの体制整備等」が盛り込まれ、地域包括支援センターの業務負担軽減が図られることになりました。また、業務負担軽減のため、地域包括支援センターの業務の一つである「介護予防支援」を指定居宅介護支援事業者にも広げることになりました。

こうした背景のもと、令和5年12月26日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」と、令和6年1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」を受け、関連する「平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正を行うものです。

## (2) 改正の要点

- ア 「従業員の員数」において、従業員の員数の規定を地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者に分け、指定居宅介護支援事業者は、1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない規定を追加する。
- イ 「管理者」において、管理者の規定を地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者に分け、指定居宅介護支援事業者は主任介護支援専門員とすることを追加する。
- ウ 「内容及び手続の説明及び同意」において、条例中の「担当職員」について、指定居宅介護支援事業者の場合は介護支援専門員であることを規定し、電磁的記録媒体について規定を整備する。
- エ 「利用料等の受領」において、利用料等の受領について、指定居宅介護支援事業者である場合について規定する。
- オ 「指定介護予防支援の業務の委託」において、指定介護予防支援業務の一部委託について、地域包括支援センターの場合に限るように規定する。
- カ 「掲示」において、重要事項について字句の整備をし、ウェブサイトに掲載しなければならないことを規定する。
- キ 「記録の整備」において、記録の整備に身体拘束に関する記録を加える。
- ク 「指定介護予防支援の具体的取扱方針」において、指定介護予防支援の具体的取扱方針に身体拘束に関する規定を加え、モニタリングに関する規定を整備し、指定居宅介護支援事業者の場合は市長から情報提供を求められたときは応じなければならないことを規定する。

## (3) 施行日

令和6年4月1日

電磁的記録媒体の見直し規定については公布の日

経過措置として、重要事項をウェブサイトに掲載する規定(2(2)カ)については令和7年3月31日まで適用しない。

以 上